三芳町ナラ枯れ被害木伐採処分補助金

カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れの被害等により枯死した立木による落枝、倒木等の危険性を除去し、住民の安心・安全な生活環境を保つため、被害木の伐採及び適正処分の費用の一部を補助します。

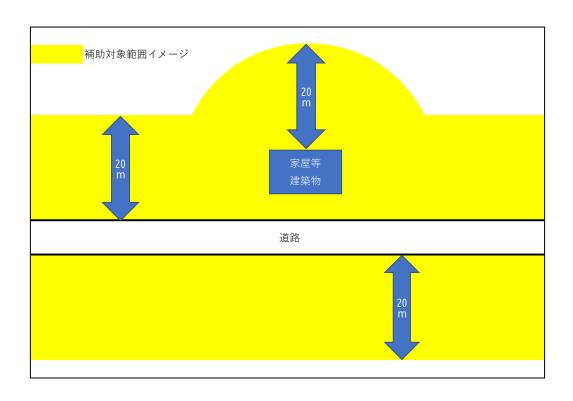
補助金の対象者

三芳町内でナラ枯れ被害木を所有する方

補助金対象となるナラ枯れ被害木

三芳町内のナラ枯れ被害木で、次の条件をいずれも満たすもの

- ・道路等又は建築物に隣接して存するナラ枯れ被害木であって、道路等の路肩又は建築物から 20m以内に存すること。
- ・当該ナラ枯れ被害木が、道路等又は人が日常的に利用する建築物に被害を及ぼす危険性が高いこと。



補助金の対象となる経費

対象となるナラ枯れ被害木の伐採及び適正な処分を行う経費

- ※ナラ枯れ被害拡大防止の観点から、<u>伐採のみで適正な処分を行わない場合は補助の対象と</u>なりません。
- ※適正な処分とは、チップ化、焼却などの処分をいいます。事業地への積置きは適正処分と なりません。

補助金の額

次の計算式により求められた額のうち、最も少ない額

- ① 補助対象経費×1/2(千円未満の端数は切捨て)
- ② 伐採処分する被害木の本数×15万円
- ③ 補助上限額50万円

例1)

伐採処分費用 25万円、伐採本数1本の場合 対象経費の2分の1 12.5万円…①←少ない方 本数あたり上限 15万円…② 補助金額 12.5万円

例3)

伐採処分費用 150万円、伐採本数5本の場合 対象経費の2分の1 75万円…① 本数あたり上限 75万円…② 補助上限額 50万円…③←少ない方 補助金額 50万円

例2)

伐採処分費用 100万円、伐採本数3本の場合 対象経費の2分の1 50万円…① 本数あたり上限 45万円…②←少ない方 補助金額 45万円

【ナラ枯れ被害木の特徴】

カシノナガキクイムシは、全長 5mm 程の昆虫で、主にコナラやミズナラ、カシ類に穿孔し、樹木の枯死を引き起こします。被害木は根元にフラスと呼ばれる木くずが見られるのが特徴です。

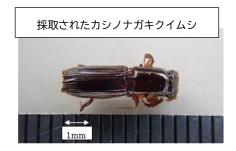






写真:埼玉県 IP より

手続きの方法

〇交付申請提出

被害木の伐採処分を行う前に三芳町環境課へ提出してください。

・提出書類

交付申請書

ナラ枯れ被害木の位置が確認できるもの(位置図、図面等)

伐採前の被害木の状況がわかる写真

(例:樹木全体写真、カシノナガキクイムシが穿孔した穴の写真、フラスがあればその状況がわかる写真 など)

見積書の写し(伐採費用と処分費用が別に明示され確認できるもの)

- - ・書類審査と必要に応じて町職員による現地確認を行います。
 - ・「三芳町ナラ枯れ被害木伐採処分補助金交付決定通知書」通知

〇伐採等着手(交付決定後)



・被害木の伐採及び処分

〇完了報告書提出(伐採等完了後)

・提出書類

実績報告書

領収書の写しその他支払いを証する書類 伐採処分完了後の写真 

・「三芳町ナラ枯れ被害木伐採処分補助金交付確定通知書」通知

〇交付請求書提出(補助金確定後)

※申請から請求書の提出までを同一年度内で完了させてください。

お問い合わせ

三芳町役場環境課 自然環境担当

電話 049-258-0019 (内線 204)

Mail kankyo@town.saitama-miyoshi.lg.jp